

新型コロナウイルスに関する山口県庁内対策連絡会議設置要綱

(目的)

第1条

令和元年12月に中国で発生した新型コロナウイルス対策について、情報の共有等を通じて、関係部局の連携を強化し、必要な対策が講じられるよう「新型コロナウイルスに関する山口県庁内対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条

連絡会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 新型コロナウイルスに関する情報収集に関すること
- (2) 新型コロナウイルスに対する必要な対策に関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条

- 1 連絡会議は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 2 会長が必要と認める場合は、新たな関係課・室を推進会議に追加することができる。
- 3 会長が必要と認める場合は、関係者に対し、オブザーバーとして連絡会議への出席を要請することができる。
- 4 会長が必要と認める場合は、担当者会議を開催することができる。

(会長及び副会長)

第4条

- 1 連絡会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は健康福祉部部次長(技術)を、副会長は山口県環境保健センター所長をもって充てる。
- 3 会長は、連絡会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。

(事務局)

第5条

連絡会議の事務局は、健康増進課に置く。

附則

この要綱は、令和2年1月28日から施行する。

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

総務部	人事課長、学事文書課長、防災危機管理課長、消防保安課長
総合企画部	政策企画課長、広報広聴課長
環境生活部	県民生活課長、生活衛生課長
産業労働部	産業政策課長
観光スポーツ文化部	観光政策課長、交通政策課長、国際課長
農林水産部	農林水産政策課長
土木建築部	監理課長、港湾課長
教育庁	教育政策課長、教職員課長、学校安全・体育課長
県警本部	警務課長、警備課長
健康福祉部	厚政課長、医療政策課長、医務保険課長、薬務課長、健康増進課長